

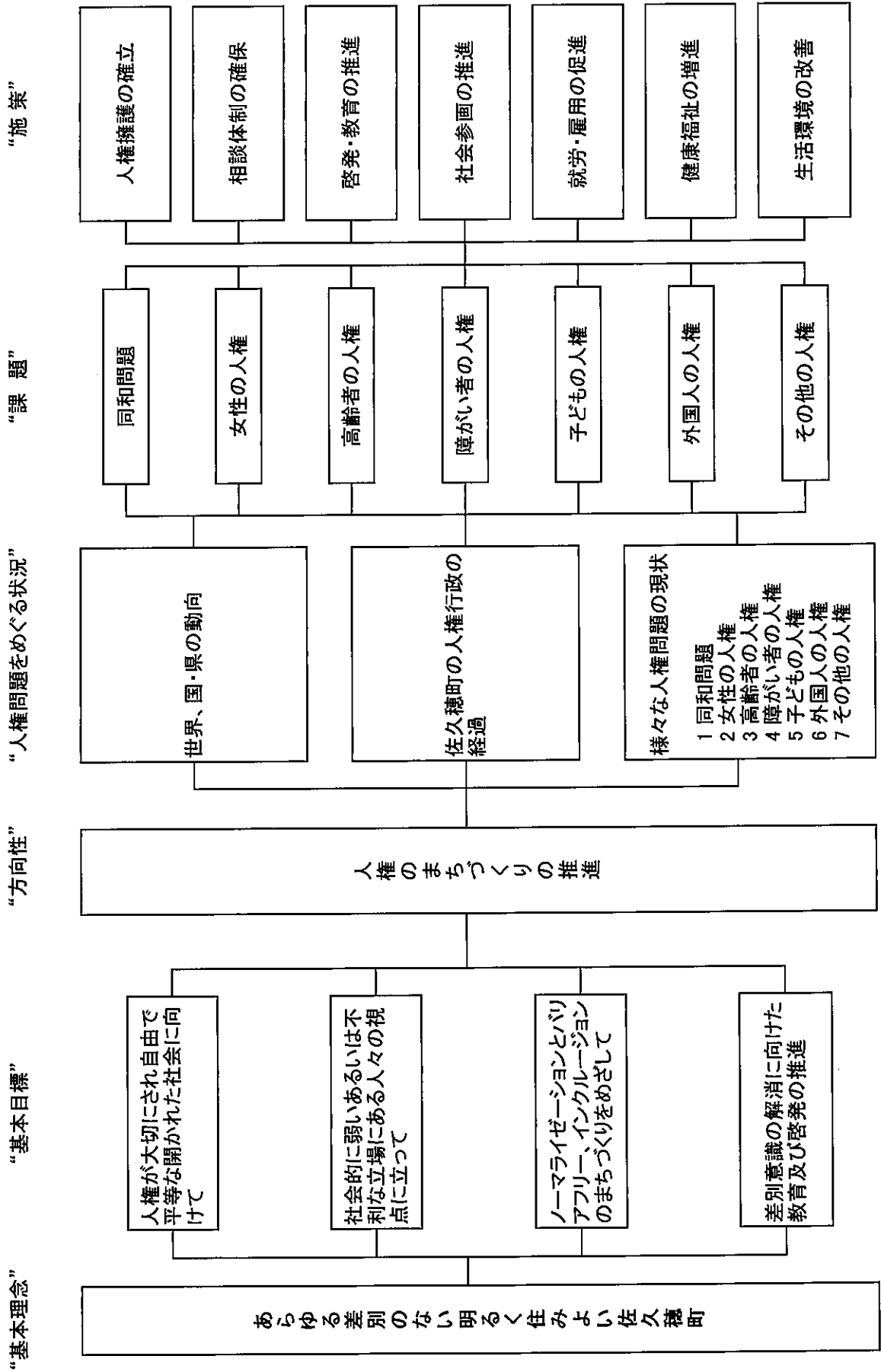
佐久穂町人権のまちづくり計画



平成 30 年 10 月

佐 久 穂 町

【人権のまちづくり計画 体系】



佐久穂町人権のまちづくり計画 目次

はじめに	1
趣旨	1
第1章 計画の基本方向	2
第1節 基本理念	2
第2節 基本目標	2
第2章 人権のまちづくりの方向	4
第3章 人権問題をめぐる状況	4
第1節 世界・国・県の動向	4
第2節 佐久穂町の人権行政の経過	5
第3節 様々な人権問題の現状	6
1 同和問題	6
2 女性の人権	6
3 高齢者の人権	7
4 障がいのある人の人権	8
5 子どもの人権	10
6 外国人の人権	11
7 その他の人権	12
第4章 人権に関する重要課題の施策の推進	14
第1節 同和問題	14
1 人権擁護の確立と相談活動の充実	14
2 教育啓発の推進	15
(1) 住民への教育・啓発	15
(2) 隣保館活動	16
(3) 学校における人権教育の充実	16
3 健康福祉の増進	17
4 生活環境の改善	17
第2節 女性の人権	18
1 人権擁護の確立(男女平等への意識改革)	18
2 教育と啓発の推進	19
(1) 男女平等の推進	19
(2) 生涯学習の推進	19
3 社会参画の推進(地域社会活動への参画)	19
4 雇用・就労の促進(労働についての啓発)	20
5 労働環境の整備	21

6	健康福祉の増進	21
7	子育て・介護機能の充実	21
8	生活の安定	22
第3節	高齢者の人権	23
1	人権擁護の確立	23
2	教育・啓発の推進	23
3	雇用・就労の促進	24
4	健康福祉の増進	24
5	生活環境の改善	25
第4節	障がいのある人の人権	26
1	人権擁護の確立	26
2	教育・啓発の推進	26
	(1) 住民への教育・啓発	26
	(2) 学校における人権教育	26
3	社会参画への推進	27
4	雇用・就労の促進	27
5	健康福祉の増進	28
6	生活環境の改善	28
第5節	子どもの人権	29
1	人権擁護の確立	29
2	教育・啓発の推進	29
	(1) 家庭	30
	(2) 学校	30
	(3) 地域	31
第6節	外国人の人権	33
1	人権擁護の確立	33
2	教育・啓発の推進	33
第7節	その他の人権	34
1	人権擁護の確立	34
資料		
佐久穂町における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことを		
	めざす条例	35
	佐久穂町部落差別撤廃人権擁護審議会規則	36
	佐久穂町部落差別撤廃人権擁護審議会委員名簿	37

佐久穂町人権のまちづくり計画

はじめに

趣旨

日本国憲法では、全ての国民は、基本的人権を享有し、法の下に平等を保障し、世界人権宣言では、全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等であるとしています。さらに、「人権のないところには平和は存在しない。」「今や人権尊重が平和の基礎である。」ということが世界中の共通認識となってきました。

しかし、今なお、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等に対する差別や偏見が存在しており、国民一人ひとりの人権意識の高揚が求められています。

佐久穂町においては、根本的かつ速やかに差別撤廃を図り、差別のない明るく住みよい佐久穂町を実現するため、平成 17 年に佐久穂町における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例を制定しました。

また、平成 28 年度には第 2 次佐久穂町総合計画が策定され、人権尊重、男女共同参画の推進は、重点戦略の中の主要な施策の一つに位置付けられ、「個人を大切にし、住民一人ひとりが、思いやりの心を持ち、人権を擁護し、差別を見抜き差別を容認しない差別のない町」を目標としています。

第1章 計画の基本方向

第1節 基本理念

「あらゆる差別のない明るく住みよい佐久穂町」を築くため住民一人ひとりが思いやりの心を持ち、お互いを大切にする人権意識を醸成すると共に人権が尊重されるまちづくりを基本理念とします。

なお、本計画は、佐久穂町における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例及び第2次佐久穂町総合計画と整合性を図り推進していきます。

第2節 基本目標

1 人権が大切にされ、自由で平等な開かれた社会に向けて

私たちの社会を見ると、近年、様々な人権問題が生じています。社会の複雑化、個人の権利意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、これまであまり問題視されなかった分野においても、個人の権利が強く認識されるようになってきています。

このようなことから、新たな視点に立って日常生活のあらゆる場を通じ、更なる人権尊重の意識の高揚を図り、人権を普遍的なものとして広げていく必要があります。

また、国際的な人権尊重の潮流、日本国憲法や関係法令、国や長野県の人権に関する計画、方針等を踏まえ、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくしていくことが重要であり、誰もが同じ社会の構成員であり自由で平等である、人の権利は最大限尊重されるという社会意識を住民に定着を図る必要があります。

2 社会的に弱いあるいは不利な立場にある人々の視点に立って

現代社会には、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等の人権問題があります。このような人権問題の根底には、因習、習慣、偏見、世間体や家柄を重視する考え、男女の役割分担意識等幾重にも重なり合っています。

これらを解消するためには、差別意識や過去の差別的な制度、取扱いが積み重ねられた結果であるとの認識から、社会的に弱いあるいは不利な立場にある人々の視点に立って、様々な不合理に気づき、これらが解消される社会を目指して取り組む必要があります。

3 ノーマライゼーション※1とバリアフリー※2、インクルージョン※3のまちづくりをめざして

高齢者や障がいのある人たちにとって暮らしやすい社会をつくっていくことは、全ての住民にとっても暮らしやすい社会をつくっていくこととなります。高齢者や障がいのある人たちが安心して地域で暮らせるためにも、こうした皆さんの視点に立ったゆとりと潤いのあるまちづくりをしていかななくてはなりません。

そのためには、住民が利用する公共施設や交通機関等は、高齢者をはじめ、障がいのある人もない人も区別なく、誰もが社会を構成する一員として利用できるよう、整備する必要があります。また、ハード面のみではなく、そこに暮らす社会的に弱い立場にある人々の人権をも大切にし、地域のなかで共に生活が送れるような体制づくりが必要です。

また、ノーマライゼーションを土台とした、更に幅広い視点であるインクルージョン（共生社会）を目指すことが今後の課題となっていきます。

※1 ノーマライゼーション

「障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を送ることができる条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルである」という考え方

※2 バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がいのある人の利用にも配慮した設計のこと。障がいのある人が社会生活を営むうえで、障壁（バリア）となるものを除去すること。

※3 インクルージョン

本来の意味は「包含」、「包み込む」の意味。障がいがあっても地域で地域の資源を利用し住民が包み込んだ共生社会を目指すという理念

4 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

私たちの身の周りには、様々な差別や偏見が存在しています。人権の問題は、住民一人ひとりが人権意識を高め、相手の立場を尊重する意識、態度を育てていくことが大切です。

また、障がいのある人たちに対する差別や偏見をなくすためにも、心のバリア（障壁）を取り除く教育や啓発への取組が必要です。

このため、行政をはじめ、地域や民間団体等においても、この計画に沿った取組を展開し、人権教育を広く住民の皆さんに浸透を図る必要があります。

第2章 人権のまちづくりの方向

人権のまちづくりの推進

「佐久穂町における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす
条例 第1条 この条例は、重大な社会悪である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今もなお人間の尊厳が侵されていることをかんがみ、根本的かつ速やかに差別撤廃を図り、もって差別のない明るく住みよい佐久穂町を実現に寄与することを目的とする」を達成するためには、行政全ての分野で住民の人権意識の高揚に努め、また、住民は人権擁護に関する施策に協力するとともに、お互いの人権を尊重し、自らが差別や差別を助長する行為はしないよう努めていくことが求められています。

第3章 人権問題をめぐる状況

第1節 世界、国、県の動向

世界では、今日の国際的な人権尊重の潮流として、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験したその反省から、昭和23年（1948年）12月、第3回国連総会において、「世界人権宣言」が採択され、国連においてはさまざまな取り組みがなされてきました。

21世紀は「人権の世紀」といわれています。21世紀を、平和と人権が守られる世紀にしたいという、人々の願いが込められています。しかし、21世紀になった現在でも世界では紛争やテロがあとを絶たず、さらに環境破壊等、人類の安全をおびやかす問題も出てきており、人権の重要性は、ますます高まってきています。

そして、平成7年（1995年）からの「人権教育のための国連10年」終了後も、人権教育は必要であるとの認識から、国連では「人権教育のための世界計画」を宣言、平成17年（2005年）から活動を実施し、現在は「人権のための世界計画の第三段階（2015～2019）行動計画」を進めています。

国においては、平成12年（2000年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）が施行されました。この法律は、人権教育・啓発の理念や、国・地方公共団体、国民の責務を明らかにし、人権教育・啓発により一層の推進を図ることを目的とした法律で

す。

この法律に基づき、国は「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育啓発を総合的に推進しています。

また、県においても、この基本計画を基として、「県民一人ひとりが人権問題を自分自身の課題として捉え、互いの人権を尊重する意識や態度を身に付け、日常生活の中で人権尊重を当たり前のこととして行動することにより差別のない明るい社会を実現する」ことを基本目標とした、「長野県人権教育・啓発指針」を平成15年(2003年)に策定しました。その後、「人権教育及び人権啓発に関する法律」の基本理念に基づき、地方公共団体の責務としてその地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策として平成22年(2010年)2月に「長野県人権政策推進基本方針」を策定しています。

第2節 佐久穂町の人権行政の経過

昭和40年(1965年)に国の「同和対策審議会答申」が示され、以降制定された「同和対策事業特別措置法」により、行政の責務として各種の同和対策事業に取り組んできました。

佐久穂町においては、旧佐久町では「佐久町における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」が制定され、合併後、「佐久穂町における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」が制定され各種施策を推進しています。

女性問題においては「佐久穂町男女共同参画計画」により、「男は仕事、女は家庭」といったような性別による固定的役割分担意識や社会通念、習慣及び地域社会における不平等などの解消を目指して、男女共同参画に関する施策を総合的に展開していくことが必要です。

また、人権課題も同和問題や女性問題のほか、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等に対する差別撤廃や人権問題へと広がり、これまで以上に行政全体の中で各種人権施策に取り組んでいくことが必要です。

今後、さまざまな人権問題に取り組むためには、行政はもちろんですが、住民の責務として、住民自らが差別や差別を助長する行為はしないよう努め、差別のない住みよい佐久穂町にしていこうとする気運を盛り上げるとともに、新たな視点に立った「人権のまちづくり」に取り組むために「平成25年度人権・同和問題に関する意識調査」、「平成28年度同和地区生活実態調査」それぞれ実施された調査を本計画の基礎資料としています。

第3節 様々な人権問題の現状

1 同和問題

【経緯】

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分的差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に強いられてきました。同和問題はこれらの人々が、今なお結婚問題をはじめ、日常生活のうえでいろいろな差別を受けるといふ、重大な人権問題です。

近年の同和問題への取組は、昭和40年（1965年）の「同和対策審議会答申」が、今日までの対策の基礎になり、実態的差別は大きく改善され、平成14年（2002年）3月には特別対策も終了し、必要な事業は一般対策へ移行されました。

しかし、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることから部落差別は許されないものであるとの認識のもと、これを解消することが重要な課題であることとし、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにした「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年（2016年）12月に制定されました。

【現状】

これまでの特別対策により、住宅や道路の改善を始めとする生活基盤等、さまざまな面で大きく改善されてきました。しかし、結婚問題等を中心に依然として差別意識がまだまだ根深く存在しています。また、差別発言などの人権侵害が生じている状況もみられ、その際の人権擁護機関の対応は、まだ、十分ではないといわれており、依然として存在する差別意識の解消や、人権侵害による被害の救済措置等に問題があるところです。

同和地区においては、若い世代が差別意識、就職や結婚のため、地区外に転出する傾向がみられ、全国的にも高齢化の比率が高くなっています。

また、住宅や道路等の生活環境については改善が進み、あまり格差が見られなくなりました。現在は、人権侵害等を含めた生活相談の充実が求められています。

2 女性の人権

【経緯】

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（平成19年〔2007年〕改正）等によって男女平等の原則が確立されています。また、昭和60年（1985年）に「男女差別撤廃条約」を批准し、男性も女

性も共に参画する社会をめざして、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

さらに、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、売・買春、性犯罪等の「女性に対する暴力」の深刻化から、平成12年（2000年）（平成25年〔2013年〕改正）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。

最近では、法的制度も進み、育児休業制度の充実や介護休業制度の導入等、さまざまな面での制度等の見直しが進められています。

また、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、男女共同社会基本法の基本理念に基づき平成27年（2015年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。

【現 状】

男女共同参画社会の実現をめざして、法律や制度の整備が進められてきました。しかし、人々の意識や行動、社会習慣、慣行のなかには、女性に対する差別や偏見、固定的な性別役割分担意識が残っており、女性の人権が尊重されているとは言い難い状況にあります。

女性に対する暴力は、女性の人権を侵すもので、被害を受けた女性や社会に対してあらゆる面で深刻な影響を及ぼします。

しかし、この問題は、女性が被害を訴えにくいことから問題が潜在化する傾向があり、相談体制の充実と、周囲の人の理解と協力が重要です。これと同時に、一人ひとりが自らのライフスタイルを見つめ直し、性別にとらわれずに多様な人生を選択できる社会を実現することが求められます。

3 高齢者の人権

【経 緯】

わが国における平均寿命の大幅な伸びや、少子化などを背景として、社会の高齢化はきわめて急速に進んでおり、平成27年（2015年）には、4人に1人が高齢者となりました。さらに、平成72年（2060年）には、2.5人に1人が高齢者という超高齢社会の到来が予測されています。これは世界に類をみない急速な高齢化です。

そこで、平成7年（1995年）には「高齢社会対策基本法」が施行され、同法に基づいて平成24年（2012年）に、国の高齢社会対策の指針である「高齢社会対策大綱」が閣議決定されました。

この大綱では、高齢者を犯罪や人権侵害等から保護するため、各種施策を進めるとともに、体制の整備を図ることと記され、特に、介護を要する

高齢者に対する家庭や施設における虐待は、人権啓発、人権相談及び人権侵害事件の調査・処理を通じて、予防救済に努めることとしています。

例えば「成年後見制度」や「地域福祉権利擁護」、「高齢者虐待の防止・高齢者の擁護者の支援等に関する法律」は、高齢者を守る施策の一つです。

【現 状】

高齢者の社会参加

今後、さらなる超高齢社会を迎えるにあたり、家庭や地域社会で高齢者との日常的な交流を促進するとともに、高齢者の豊かな経験や知識が十分に尊重され、活用されるような環境づくりを進めることが求められています。

介護の状況

健康づくりや介護予防に努めても、高齢化の進行により寝たきりや認知症等の要介護高齢者は、今後も一層増加することが見込まれます。介護の重度化や長期化、家族の介護力の低下に伴い、介護に係る問題が複雑化・深刻化し、介護保険サービスの充実と適切なサービスの提供が求められます。

介護を要する高齢者の保護

介護を要する高齢者に対し、介護者が肉体的・心理的に虐待を加えるなど高齢者の人権問題が、大きな社会問題として取り上げられています。そのことから、高齢者の財産管理や契約詐欺等の問題を含めた、人権相談の充実が求められています。

4 障がいのある人の人権

【経 緯】

「日本国憲法」に規定された基本的人権、生存権等の権利の理念のもとに、社会福祉関係の法律が制定され、そのなかで各種の障がいのある人のための施策が行われてきました。

しかし、これまでの各種法律は、障がいの特性や種類ごとに定められており、別々な取り扱いがされていたため、障がいのある人の基本的な事項を定めた法律の制定が求められ、昭和45年（1970年）、議員立法による「心身障害者対策基本法」が制定されました。この法律は、心身障がい者対策に関する国や地方自治体等の責務が明らかにされたものの、「心身障がい者の発生、予防」を始めに置き、「訓練」、「保護」そして同一線上に「収容」、「厚生」という古い福祉観をもつもので、国際的にも全く時代遅れのものでした。そして、昭和56年（1981年）、国連が決議した「国際障害者年」を受けて、翌年（1982年）「障害者対策に関する長期計画」が策定されました。

時代遅れとなった「心身障害者対策基本法」は、平成5年(1993)「障害者基本法」に改められ、国、地方公共団体等の責務、基本理念、施策の基本となる事項等を定めるとともに、障がいのある人の自立と社会参加を促進することが明記され、実態に即して広範囲な施策を対象にできるものとなりました。

その後、「障害者対策に関する新長期計画(全員参加の社会づくりをめざして)」や「障害者プラン(ノーマライゼーション7か年戦略)」が策定され、平成14年(2002年)には、新しい「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」が策定されました。そして、国際的な動向とともに歩調をあわせながら、平成17年(2005年)に「障害者自立支援法」の施行後、平成25年(2013年)から「障害者自立支援法」は、障がいのある人の定義に難病等を追加し、「障害者総合支援法」として、改めて施行されています。

また、障がいのある人に対する虐待は障がいのある人の権利や尊厳をおびやかすものとし、障がいのある人の自立及び社会参加の促進のために、障がいのある人への虐待の防止がきわめて重要であることなどを規定した「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」(いわゆる「障害者虐待防止法」)を平成24年(2012年)10月に施行しています。

そして、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年(2013年)6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定され、平成28年(2016年)4月から施行されています。

【現 状】

障がいのある人に対する施策は「障害者総合支援法」及び個々の法律により展開されていますが、障がいそのものにさまざまな種類があり、そしてその障がいの程度もさまざまで、なかには重複障がいの方もおり、障がいに応じて地域や家庭で普通の生活が送れるような条件を整える必要があります。

近年、入所施設中心の福祉から地域福祉、在宅福祉へと施策の流れが大きく変化するとともに、ノーマライゼーションやバリアフリーという言葉が日常生活に浸透してきています。

しかし、実際の社会には、さまざまなバリア(障壁)があり、自立と社会参加が阻まれている事例があります。障がいのある人たちの権利が保障された社会実現のためには、ノーマライゼーションの考え方を取り入れ、さまざまなバリアを取り除いていく必要があります。

こうした問題に対しては、障がいのある人の人権の重要性について、正

しい認識と理解を深めるための啓発活動や人権相談の充実が求められています。

5 子どもの人権

【経緯】

国連では、世界中で深刻になっている子どもの危機的状況を解決するため、昭和34年（1959年）に「子どもの権利宣言」を採択しました。そして、この宣言を実質的なものとするため、平成元年（1989年）に「子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進める」ことをめざして「児童（子ども）の権利に関する条約」が採択されました。これを受けてわが国では、平成6年（1994年）4月に批准しました。この条約は「子どもは保護の対象であるだけでなく権利行使の主体である」との認識に立ち、子どもの最善の利益を優先するという精神で貫かれています。条約の批准を契機として文部省（現文部科学省）では、子どもの停学・退学等に際しては子どもの意見を聞くようにとの通知を出し、法務省では、子どもの人権問題を主体的、重点的に取り扱う「子ども人権専門委員」（子ども人権オンブズマン）制度を創設するとともに、平成9年度（1997年度）から全国的な啓発活動が実施されています。

しかし、子どもを取り巻く環境は、いじめ、体罰、虐待等に見られるように深刻な状況にあります。特に児童虐待の問題においては、痛ましい事件が多発しており、平成12年（2000年）には「児童虐待の防止等に関する法律」（平成19年〔2007年〕改正）が施行され、いじめに関しても重大な事件が起きたことから、平成25年（2013年）に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

また、長野県では子どもを性被害から守るため「長野県子どもを性被害から守るための条例」が平成28年（2016年）7月に施行されました。

佐久穂町においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき平成29年（2017年）3月に「佐久穂町いじめ問題対策連絡協議会等条例」を制定しています。

【現状】

高度情報化、国際化、少子化、高齢化等の社会の変化は、子どもの生活に大きな影響を与えています。それぞれの変化が子どもの未来を大きく広げ、個性や能力を育む可能性をもっていますが、その一方で、子どもに係る痛ましい事件やさまざまな問題と課題を生みだしています。

学校においては、不登校などの支援を必要とする児童生徒の増加や、他者の体や心の痛みを感じることができない、いじめをはじめとする人権問題も発生しています。SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の

発達によりインターネットを通じたいじめや、また、顔の見えない者から、児童生徒が犯罪や事件に巻き込まれる危険もあります。

家庭においては、子育てや子どもとの関わりに悩みや不安をもつ家庭が増加しています。悩みや不安を相談できないストレスから、子どもへの虐待という問題も見られ、家族一人ひとりの人権が尊重される家庭づくりが求められます。家庭における子育てを支えるため、関係機関や地域など幅広い支援体制を作ることが必要です。

子どもを「保護の対象」から、自分の意見を表明する権利の確保する「権利行使の主体」であるという認識を学校、家庭、地域のなかで確固たるものとしていくとともに、子どもの個性と人権を尊重し、一人ひとりの子どもの豊かな自己実現を図る教育を推進していくことが望まれます。

また、養育環境による子どもの貧困から生ずる問題がクローズアップされ「子どもの貧困対策に関する法律」平成26年（2014年）1月に施行されました。子どもの将来が、経済格差や生まれ育った環境によって左右されないための対策が必要となります。

6 外国人の人権

【経緯】

昭和54年（1979年）に「国際人権規約」の批准、昭和57年（1982年）には「難民の地位に関する条約・議定書」を採択するなど、こうして現れてきた国際人権保障の潮流が外国人差別問題へと関心が高まり、「指紋押捺^{なづ}の撤廃」等各種運動の盛り上がりが見られました。こうしたなかで、今までの外国人法制の見直しが迫られ、「国民年金法」、「児童手当三法^{なづ}」から国籍条項が削除され、特別永住資格者に対する「指紋押捺^{なづ}の撤廃」等、各種の制度も改正されてきました。

また、このころから、外国人問題は在留外国人から新規入国者へと移行してきたといわれています。日本の労働市場は、国際経済・貿易の変動により、多くの外国人労働者を受け入れるようになってきました。平成元年（1989年）には「出入国管理及び難民認定法」が改正され、労働力不足への対応策として日系二世・三世の一定期間の在留を認めることとなりました。入国・在留する外国人が年々増加していることを背景に、市区町村等が、日本人と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まりました。

そこで外国人住民についても日本人と同様に、住民基本台帳法の対象に加え、外国人住民の利便の増進や市区町村等の行政の合理化を図るための「住民基本台帳の一部を改正する法律」が第171回国会で成立し、平成24年（2012年）7月に施行されました。

本法律の施行により、外国人住民に対して住民票が作成され、住民基本ネットワーク（住基ネット）及び住民基本台帳カード（住基カード）についても運用が開始されました。

【現 状】

外国人は、日本社会の多様性はますます顕著になっているなかで、抱える問題も複雑化してきています。

また、日本人の持つ根強い意識のなかで、外国人は、異質な存在とみなされ、なかなか日本の社会は受け入れない状況も見受けられます。ことばの違いによる仲間はずし、賃貸住宅への入居制限、雇用拒否等多くのことが指摘されているところです。

また、最近ではヘイトスピーチと呼ばれる特定の人種や民族、宗教などの少数者に対して、暴力や差別をあおったり、おとしめたりする侮辱的な表現や言動を行う問題があり、国ではヘイトスピーチを抑止するために「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」（平成28年（2016年）6月）が施行されました。

日本社会が多様化している今日、様々な文化、風習をもつこれらの外国人と日本人が住民として共に生きる、開かれた地域社会を構築するため「共生の心」を醸成していくことが求められています。

7 その他の人権

【経 緯】

わが国の人権に関する問題として、同和問題をはじめ、女性、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人の人権のほか、ハンセン病患者、H I V感染者、アイヌの人々、インターネット、難病患者等の人権問題が存在しています。

ハンセン病患者に関しては、平成8年（1996年）4月に「らい予防法の廃止に関する法律」が成立し、援護の継続、社会復帰の支援等が行われることとなりました。

H I V感染者に関する人権問題は、21世紀の日本における人権保障の行方を左右する大きな人権問題といわれています。平成4年（1992年）に改正された「エイズ問題総合対策大綱」では、エイズに対する正しい知識の普及、医療・相談体制の充実、二次感染防止対策の強化等が重点対策として上げられ、これらの推進にあたってはプライバシーと人権の保護に十分な配慮を行うこととされています。

アイヌ民族の問題として、平成9年（1997年）、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ることを目的とした「アイヌ文化振興法」が成立しました。この法律は、国内に異なる民族が存在すること

を認めた初の法律です。

【現 状】

ハンセン病についても、過去の誤った認識から感染症の不治の病として社会から誤解や偏見を招いており、回復者の社会復帰を未だに困難にしています。

H I V感染症はヒト免疫不全ウィルスの感染による難病ではありますが、感染経路が限られているため、正しい知識があれば感染することなく共存できるといわれています。しかし、エイズに対しての認識不足から患者・感染者に対する偏見や差別が存在しています。

アイヌの人々は、「アイヌ民族」であることを理由として、結婚や就職などで差別を受け、経済的にも零細な状況にありました。国や北海道では、各種のウタリ福祉対策を実施されてきましたが、現在は「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第3次）」（平成28年度（2016年）～32年度（2020年））に基づき（1）生活の安定、（2）教育の充実、（3）雇用の安定、（4）産業の振興、（5）民間団体の活動促進を基本的方向とする施策を推進しています。

インターネットの掲示板等での人権侵害には、法的な対応や業界の自主規制による対応が進んでいますが、大切なことは、使う側の私たち一人ひとりの人権意識の大切さにあります。

この他、原因が不明で治療法が確立されていない特定疾患等の難病患者については、長期療養を余儀なくされるなど、社会生活の基盤が脅かされることも少なくありません。また、慣行や因習により他の地域から転入した者に対しての、よそ者扱いされるなどの差別意識も見受けられます。

このように様々な人権問題がありますが、あらゆる差別をなくし、明るい佐久穂町を築いていくためには、人権教育・啓発と人権相談の充実が求められています。

この他の人権問題には、刑を終えて出所した人、犯罪被害者とその家族、LGBT、ホームレスの人々、北朝鮮による拉致問題等があります。

※LGBT L=レズ、G=ゲイ、B=バイセクシャル、T=トランスジェンダー（体と性自認の相違）

第4章 人権に関する重要課題の施策の推進

第1節 同和問題

1 人権擁護の確立及び相談活動の充実

【課題】

平成28年度(2016年度)に実施した、同和地区住民生活実態調査(以下実態調査)のなかで「家族の中で同和問題と関連して差別をうけた方がおられるか」の問いに対し、「差別をうけた家族がいる」と答えた方が3割以上ありました。また、平成25年度(2013年度)に町民を対象に実施された人権同和問題に関する意識調査(以下意識調査)のなかでも「差別があると思うか」の問いに対し、「あると思う」が答えた方が3割ほどありました。さらに、実態調査の「どのような社会関係や場所で体験されたか」の問いで「結婚のことで」が4分の1おり、意識調査の中の「結婚についてどう思うか」の問いには「反対する」が1割と部落差別が現存することを認知している状況がうかがえます。

部落差別をなくすため、研修会、各種講座や学習会を積極的に取り組んだ結果、住民の差別意識は一定程度解消されてきました。

しかしながら、まだ住民の中に根深く存在しており、その実態は陰湿化し、差別事象そのものは見えにくくなっています。実態調査のなかの「どのような社会関係や場所で体験されたか」の問いに対して「結婚のことで」「日常の地域の生活で」の体験との結果が出ています。

また、「差別にいつごろ体験されましたか」の問いに20年以上も前が最も多かったが、2年～5年前との回答もあり部落差別がいまだにある結果がでています。

しかし「どのように対処しましたか」の問いに対し、「誰にも相談しなかった」と答えた人が多く、行政や人権擁護委員への相談はなかった状況がうかがえます。

これら実態を考えると、差別や人権侵害を未然に防止することが最も重要ですが、現実が発生した差別や人権侵害は真摯に受けとめ、被害者を救済するとともに、相談体制の充実を図ることや人権擁護体制の確立の必要があります。

【施策】

○人権侵害を未然の防止するため、公文書公開条例に基づき、公開できないとされた個人や法人等の情報の保護に努めます。また「個人情報保護条例」に基づき、町が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の

権利利益を保護し、住民の基本的な人権侵害の防止に努めます。さらに、住民の権利・利益を保護することを目的とした「住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度」を平成27年度（2015年度）4月から実施しています。

- 国、県の関係機関や各種団体と連携を図りながら、人権擁護に対する活動のより一層の創意工夫を図り、諸事業の推進に努めます。
- 相談機関の周知を図り、また、各機関と連携を図るとともに、「なんでも心配ごと相談所」を始め、人権の総合的な相談体制の充実に努めます。

2 教育啓発の推進

(1) 住民に対する教育・啓発

【課題】

同和問題に対する人権教育・啓発については、町、教育委員会等において、正しい理解と認識を深めるため、各種取り組んできました。

その具体的な取組みとしては、各分館の分館長、人権同和教育協力員、人権同和教育推進員ほか教育関係者を対象とした講座をはじめ、企業人権同和教育推進協議会による研修会、同和教育実践分館での事業を開催するなど差別意識の解消に努めてきました。このような各種と取り組みにより住民の人権意識はある程度高まっています。

しかし、一方で「意識調査」の同和問題の解決方法の問いに対して、「そっとしておけば自然になくなる。」が16.9%あり、依然「寝た子を起こすな論」が存在していることがわかります。正しい理解と認識のため人権教育・啓発を一層推進し、広く人権尊重の機運を高めていく必要があります。

差別を容認せず、その根絶を図るため、人権同和教育講座等の機会を提供するとともに自発的に活動できる人材育成を推進しています。社会の変化とともに生じる新たな差別への取組、学習内容や方法に工夫を加えながら活動を継続する必要があります。

【施策】

- 人権同和教育講座等の学習機会を提供し、参加者の意見交換の機会の設定を図ります。
- 人権同和教育指導者講座等への参加を促進し、町内での指導者の育成を図ります。
- 啓発資料や差別をなくす作文、ポスター等を活用し、人権問題に対する理解を深めます。

(2) 隣保館活動

【課題】

隣保館では、同和地区や近隣地域住民の交流の拠り所として運営して来ましたが、平成9年（1997年）4月に特定事業から社会福祉法による一般対策に移行され、広く周辺を含め、地域全体のなかで福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着した施設として利用されてきました。当町においては平成24年（2012年）から兼任の館長と指導職員を配置してきました。

今後は、役場人権政策係で隣保事業を実施し、同和問題をはじめ、あらゆる差別問題の解決のため効果的に政策を進めます。

【施策】

- 当事者による生活上の相談に応じ、相談事業を進めるとともに併せて助言・指導を行い、生活の向上と自立支援体制の充実を図ります。
- 相談に対して必要な関係機関へ繋ぐとともに情報の共有を図り、的確な相談体制の充実を図ります。
- 日常生活に根ざした啓発広報活動の充実を図るとともに、各種の活動を行い、住民相互の交流に努めます。
- 人権フェスティバルを実施し人権啓発のほか、住民相互の交流を図ります。

(3) 学校における人権教育の充実

【課題】

学校における人権教育は、あらゆる差別や偏見に気づける鋭い人権感覚を養い、差別や偏見を許さない心情と態度を育てることと、教科、道徳、特別活動など全領域の教育活動に人権教育を位置づけ、自尊感情を育むと共に、一人ひとりがお互いの人格を尊重し合い、他者理解を深め、誰とでも公正公平に仲よく助け合える態度をも育てることをねらいとしています。

人権教育の推進にあたっては、教職員の果たす役割は重要であり、校長をはじめ教職員一人ひとりが、児童生徒の実態を踏まえ、学校における人権教育の課題を明確にし、その解決にあたることが求められています。そして、この町の歴史や同和教育等の経過を教職員が認識することも求められています。

【施策】

- 小中一貫教育の各学年で指導すべきねらいを定め、9年間を通じた人権教育をより推進し、人権感覚の高揚と共感的理解の育成を図ります。
- 学校の特性を生かして、小・中の交流や小諸養護学校分教室との交流を

通し、自己有用感を高めさまざまな場面で自尊感情を育成します。

- 人権教育の副読本「あけぼの」を全児童・生徒に配布し活用するとともに、教職員は町の主催する人権同和教育講座等の研修への参加を進めます。

3 健康福祉の増進

【課題】

「実態調査」によると10代以上の年齢層を見ると60代以上の者が48.5%と大変多く高齢化が進んでいます。また、単身世帯が多く、子どもが同居していない世帯も多い状況にあります。望む福祉サービスでは「保健師やヘルパーの訪問」、「デイサービス」を求める割合が多くなっています。高齢化が進む中、今後さらに要介護者の増加が見込まれる高齢者に対して生きがいづくりや健康づくりの推進が必要です。

【施策】

- いつまでも高齢者が安心して地域で住み続けることができるような地域包括ケアシステムの構築に努めます。
- 入所、通所リハビリ、居宅介護支援などの提供により高齢者福祉の充実に努めます。
- 介護保険サービスの活用および提供支援を行います。
- 健康教室やサロンの参加による生きがいづくり、健康づくりの意識の高揚を図ります。

4 生活環境の改善

【課題】

同和地区の環境改善は、昭和44年（1969年）以降各種の特別対策を講じてきた結果、実態的差別は改善され、平成14年（2002年）3月には特別対策も終了しました。今後は一般対策事業により施策を推進します。

【施策】

- 急速に進む高齢化社会に向け、町全体として高齢者等が生活しやすい住環境づくりに努めます。
- 危険性、緊急性を考慮し、検討を行い、実施計画に基づき道路水路の改良を図ります。
- 生活道路および生活水路整備として住民協働による道水路普請を推進します。

第2節 女性の人権

1 人権擁護の確立（男女平等への意識改革）

【課題】

平成24年（2012年）に行った「男女共同参画社会推進に関する町民意識調査」のなかで「男は仕事、女は家庭」性別役割部分担意識に肯定的な人は、男性47.6%、女性35.6%であり、男性については否定的な人より多くなっています。

性別による固定的役割部分担意識が依然残っており、その解消のため男女共同参画の一層の取組みを進めることが重要となっています。

また、男女の地位について「平等になっていると思いますか」の問いに対して「不平等（男性の方が優遇されている）」と感じている回答が、「習慣やしきたり」及び「地域社会」に多く見られます。この不平等感に対して、住民一人ひとりが解決への主体的な取組みをおこなうことも重要となっています。

女性を性的関心の対象として見ることや、男性優位という意識が、セクシュアル・ハラスメントや女性への暴力、売・買春等をもたらし、女性の人権を著しく傷つけることとなっています。

平和で民主的な社会を築くためには、住民一人ひとりが自分の一生を充実したものとする事ができる学習の場と学ぶ体制、そして学んだことを実践する社会的環境が整備されなければなりません。そのためには、男女にかかわらず全ての人が、互いに一人の人間として尊重し合う意識、考え方を身に付ける必要があります。

男女がお互いに人権を尊重し共に生きるために、正しい知識を身につける教育や指導の充実を図るとともに、人権尊重に関する学習機会の充実に努める必要があります。

【施策】

- 男女共同参画計画を推進し、男女共同参画の意識啓発の推進のため、情報の収集、各種媒体による啓発活動、講座、研修会等を開催するなど、住民へ男女共同参画の確立の重要性について理解の促進を図り、また、その職務を遂行する職員を育成します。
- 男女共同参画社会づくりに向けて活動するグループ等の連携によるイベントや学習活動の支援を図ります。また、庁内においては、関係各課間の連携を密に啓発推進体制の強化を図ります。
- 配偶者等による暴力をはじめ、女性のあらゆる悩みの相談体制の充実を図り、問題解決の支援に努めます。

2 教育・啓発の推進

(1) 男女平等の推進

【課題】

男女が共に生きる男女共同参画社会を作るには、男女が本質的に平等であるということをすべての住民が認識し、家庭教育を原点に学校教育、社会教育を通じ一貫して取組む必要があります。

【施策】

○家庭においては、お互いを認め合い、ともに責任を持ち、家事、育児、介護等を協力して担う事ができるよう、学習機会を設けるとともに啓発活動を行います。

○学校教育全体の児童、生徒の発育段階に合わせた男女平等教育を推進します。

(2) 生涯学習の推進

【課題】

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた取組が進められていますが、「男は強く、女は優しく」とか「男のくせに、女のくせに」と何げなく使っている言葉が、幼児期のしつけや人間形成に大きく影響を与え、大人になっても男性が女性を差別したり、女性は男性の陰で行動するという考え方がまだ存在しています。

男女が同じように、人として平等に尊重される考え方や生き方がしっかりと根付くよう、家庭や地域等の教育、学習活動を積極的に進める必要があります。

【施策】

○各種講座等を開設し、住民の学習意欲と資質の向上を図り、男女平等意識の高揚に努めます。

○生涯学習、ボランティアなど様々な分野で活躍している団体、グループ等の育成や交流に努めます。

○地域における生涯学習の推進と家庭教育学習を充実します。

3 社会参画の推進（地域社会活動への参画）

【課題】

近年、女性の意識が向上し、家庭以外の仕事や余暇活動、ボランティア活動等多様な形で自己実現を図ろうと様々な分野で社会参画が進んでいます。そして、区の役員、行政の審議会や委員会の委員にもっと多くの女性を登用することは、多くの住民が望んでいるところです。

しかし、区の役員、行政の審議会や委員会の委員への女性の登用は、

いまだ少ないのが現状です。

このため、審議会や委員会等それぞれの組織ごとに、女性登用の目標設定を行うなどの取組が必要であり、登用にあたっては重複しないよう、幅広い人材の登用に配慮する必要があります。

また、それと同時に女性自身も社会のあらゆる分野でその責任を果たし、積極的・自主的に参画する必要があります。

【施 策】

- 政策や方針の形成過程に広範囲な意見や視点を反映させるため、審議会、委員会等への女性の登用に努めます。
- 地域活動における責任ある地位への女性の積極的参画を働きかけます。

4 雇用・就労の促進（労働についての啓発）

【課 題】

女性の社会進出に対する周囲の意識は変化しているものの、能力を持ちながらも家庭の事情によって就職できない女性が存在しています。

結婚や出産を機に、いったん仕事を辞め、数年後にまた復帰するという女性の典型的な就労パターンを認める意見が半数を占めています。

しかし、就労することは、女性にとっても自分の能力を発揮する場であり、社会を支え、収入を得るという役割もあります。また、再就職における就業形態では正規雇用よりパート比率の増加が顕著となっている現実があります。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の施行により、雇用における男女平等の実現に一定の前進はみられますが、就職、昇進、管理職への登用等において、格差が解消されたとはいえない現状があります。

働きたい女性が能力を発揮しつつ、いきいきと働いていくためには、社会全体において格差解消に向けて取組む必要があります。

【施 策】

- 男女平等な労働のあり方や、職場内での男女共同参画の意識を高めるための啓発に努めます。
- 女性のチャレンジ精神に対する意識啓発、再就職希望者、女性起業家への情報提供、相談支援など経済活動への支援を図ります。

5 労働環境の整備

【課題】

雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保や仕事、地域活動が両立できる環境を整備するとともに様々な分野に向けて活躍したい女性がいつでも、どこでも、だれでもチャレンジできる支援策の推進と、農業従事者の減少や高齢化など農山村を取り巻く状況の変化に対応して、女性の社会参画や経営への参画を推進することが必要となっています。

【施策】

- 企業、事業所へ男女が働きやすい環境の整備（ワークライフバランスの推進）に関する啓発を図ります。
- 各種ハラスメントの発生等を防止し、働きやすい環境が整備されるよう、啓発に努めます。また、相談支援体制の充実を図ります。

6 健康福祉の増進

【課題】

健康であることは、男女を問わず人として生き、仕事に従事し、文化的な生活を営むうえで基本的な条件です。生涯を通じた健康の維持増進が、重要な課題でもあります。

したがって、妊娠・出産から育児・保育と続く母子保健は、男女双方が正しい認識を深めるなどの意識づくりが重要です。一方では働く女性が増加し、かつ既婚女性の就業率が高くなっているなかで、職業を継続しつつ出産する女性が増えており、母親保護の充実・強化が必要です。

【施策】

- 男女の生涯にわたる健康支援を行うとともに、健康づくりの意識の啓発を図り、母親及び乳幼児の健康の保持増進に努めます。

7 子育て・介護機能の充実

【課題】

社会経済情勢の変化によって核家族化・少子化が進行するとともに、共働き家庭や単身世帯の増加等で家族の構造が変わり、従来は家庭機能とされていた子育てや高齢者等の介護状況も変わってきました。また、家族の地域での孤立化や連帯の欠如等もあり、悩みや不安を相談ができない状況もあります。

子育てや介護をはじめとした家族や家庭の問題の多くは女性に委ねられており、女性の社会参画を困難にする要因にもなっています。女性が

家庭以外の場で自己実現を図るためにも、子育てや介護等の支援事業を充実する必要があります。

【施 策】

- 乳幼児や児童の健全育成を支援するため、育児・保育等の子育て支援事業の充実を図ります。
- 障害者総合支援法の施行に伴う、障がい児（者）福祉サービスの充実や介護保険サービスによる生活支援の充実に努めます。
- こどもセンターに子育て相談支援コーディネーターを設置し、総合的相談支援を提供するなど子育て相談事業等の充実に努めます。

8 生活の安定

【課 題】

日常生活を支える基本的な場として家庭が存在しますが、その家庭生活の安定のためには、家族を構成する一人ひとりが支え合うことが重要です。特に女性が職業を持つことをはじめ、さまざまな社会参加をしようとするとき、今なお多くの問題にぶつかります。例えば、女性の本務は家事・育児等の家庭内の役割で、仕事を持つことや社会活動は二次的なものであるという考え方がいまだに根強いため、女性は家庭責任と仕事の両立に苦勞する状況に置かれています。

男女全ての人々が豊かな充実した人生を送れるよう、家庭における男女共同責任を進める一方、家庭機能を補完するための社会的環境の整備や母子家庭の自立促進のための社会的援助等、多様な福祉ニーズに即したきめ細かな施策が必要になっています。

【施 策】

- こどもセンターに女性就労支援員による就労相談窓口を定期的で開催し、就労情報の提供や求職と求人のマッチングを図ります。
- 女性の就労支援と伴に、自ら起業できるよう女性起業家によるセミナー等を開催します。
- 女性が確実に年金を受けられるよう、年金制度の周知徹底を図り、年金受給権の確保の取り組みに努めます。

第3節 高齢者の人権

1 人権擁護の確立

【課題】

高齢者の人権に関わる問題として、要援護高齢者への虐待や介護放棄、財産面での権利侵害等のほか、高齢者への誤った固定観念等により高齢者の社会参加を阻害する事象等も見受けられます。

高齢者が安心して快適な生活を送るためには、各種福祉サービスの充実とともに、高齢者虐待や悪徳商法等の人権侵害から保護するための体制づくりが重要です。

また高齢者は、長年住み慣れた地域で生きがいをもち心豊かな生活を送れる家庭環境や地域社会を作る必要があります。

【施策】

- 高齢者やその家族が抱える心配ごとなどについて、安心して相談できる体制づくりに努めます。
- 高齢者の個人情報保護に努めるとともに、一人ひとりのニーズに応じた情報の提供に努めます。
- 成年後見制度の利用や高齢者虐待の対応は、地域包括支援センターや健康福祉課が窓口となり、相談体制の充実を図ります。

2 教育・啓発の推進

【課題】

高齢者が置かれているさまざまな状況の背景が社会的に正しく理解されておらず、偏見や否定的な考え方があり不当な差別や人権侵害につながる恐れがあります。

自分自身の問題として、ノーマライゼーションの理念のもと、高齢者の人権について一人ひとりが果たす役割を認識し、高齢者が地域社会で孤立することなく共生できる社会が望まれます。

このため、高齢者の正しい理解と思いやりの心を育てるため、広報・啓発活動をなお一層推進する必要があります。

【施策】

- 高齢者は長年にわたり社会を支え、貢献してきた人々であることを踏まえて、高齢者を正しく理解するため、学校・社会教育の場や家庭・地域を通じて人権教育・啓発に努めます。
- 高齢者自身の人権意識の向上を図るとともに、能力開発と意識改革を図るため、高齢者ニーズや意欲に配慮した生涯学習の機会の提供に努

めます。

3 雇用・就労の促進

【課題】

高齢化が進行するなか、高齢者に対する就労は不安定な状況に置かれており、今後も今まで以上に就労保障を進める必要があります。

また、高齢者の就労の推進は、基本的人権を保障するための重要な施策であることを認識することが求められています。このため町としても国、県、職業安定所、シルバー人材センター、企業等との協力のもとに推進する必要があります。

【施策】

- 高齢者の意欲や能力に応じた雇用の機会等、多様な就業機会の確保を図るため、事業主や国、県の関係機関等と連携して、必要な施策を総合的かつ効果的に促進します。
- 高年齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、生きがいの充実、社会参加の推進を図るため、シルバー人材センター等の関連機関と連携し必要な施策を促進します。

4 健康福祉の増進

【課題】

高齢者人口の割合は一層高まり、急速に高齢化が進んでいます。全ての高齢者が健康で、生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせるような社会の構築が望まれています。

近年、高齢者の増加に伴う要援護高齢者の増加、介護の重度化や長期化、家族介護力の低下等、介護に係る問題が複雑化・深刻化してきており、今後もその傾向がさらに強まると予想されます。

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう平成12年（2000年）4月にスタートした介護保険制度は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

今後ますます重要視される高齢者福祉を進めるためには、今まで以上に人権を尊重する施策を推進する必要があります。

【施策】

- 町や福祉団体が提供する事業に加え、近隣の助け合い・見守りから民間企業のサービスまでを、佐久穂町の資源と捉えて、サービスの充実・強化を図ります。また、高齢者自身がサービスの担い手となり社会参加する事は、生きがい、介護予防へつながることから、町は多様な主体によるサービス提供や社会参加を支援します。
- 要援護高齢者とその介護者の負担を軽減するために介護支援体制を整え、当事者の意見を尊重し、質の高い福祉サービスの提供に努めます。
- 高齢者の福祉に関わる人たちへの人権教育に努めます。

5 生活環境の改善

【課題】

地域社会で高齢者が自立できる環境づくりに努め、全ての人たちが住みやすいまちとなるよう、生活環境を整備する必要があります。

【施策】

- 高齢者が安心して生活できる地域社会にするため、関係機関に整備を促します。

第4節 障がいのある人の人権

1 人権擁護の確立

【課題】

地域社会には障がいのある人に対する差別意識や偏見が存在しています。

差別意識や偏見をなくして、障がいのある人の人権が守られる社会を築くためには、住民への啓発活動により意識の向上を図るほか、障がいのある人が、普通に暮らせる地域づくりの実現に向けた支援などの施策の充実等により障がいのある人の地位の向上を図る必要があります。

【施策】

- 社会のあらゆる場面において、障がいのある人の人権が守られるよう、人権擁護に関する啓発行事の開催や啓発活動に努めます。
- 個人情報保護に努めるとともに障がいのある人、一人ひとりに必要な情報提供に努めます。
- 障がいのある人も安心して暮らせる生活相談と支援体制の充実努めます。

2 教育・啓発の推進

(1) 住民への教育・啓発

【課題】

住民の多くは、障がいのある人の問題を自分のこととして捉えられていない状況が見受けられます。

そこで、障がいのある人に対する理解や認識を深めると同時に、障がいのある人もない人も区別のない社会の実現に向け意識の向上を図る必要があります。

【施策】

- 地域福祉ネットワークづくりを活発にし、ボランティア団体の育成に努めるとともに、イベントの開催、啓発資料の配布等により人権擁護の思想の啓発に努めます。
- 障がいのある人との交流活動を推進し、障がいのある人に対する正しい理解を深めるよう努めます。

(2) 学校等における人権教育

【課題】

障がいのある人への正しい理解を深め、偏見をなくすため、日頃から

学校等での生活のなかでノーマライゼーションの啓発に努めています。

今後もさらに児童生徒等一人ひとりの人権感覚を磨き、あらゆる差別をなくす行動力を身に付けた人間を育てる教育が必要です。

また、障がいのある児童生徒等に対する教育は、子どもの可能性を最大限伸ばし、社会的適応力や将来の自立心を養うため、一人ひとりのニーズに応じた教育的支援をする必要があります。

【施 策】

- 学校教育や保育所等のなかでの人権教育の充実等により、障がいのある人への理解を深めます。
- 社会福祉施設や養護学校等との交流を図り、児童生徒の人権感覚の育成に努めます。

3 社会参画の推進

【課 題】

障がいのある人が地域社会と積極的にかかわりを持ち、地域に溶け込んで社会参加ができるようになるためには、公共施設のバリアフリー化をはじめ公共交通機関などの改善により、障がいのある人の外出時の利便を図るとともに、社会活動が気軽にできるように、講座やイベント等のソフト面での施策の配慮、充実をする必要があります。

【施 策】

- 各種イベントへ障がいのある人が気軽に参加できるよう努めます。

4 雇用・就労の促進

【課 題】

改正障害者雇用促進法に基づき、障がいのあることを理由とする差別や、障がいのある人に対する募集、採用などでの差別を禁止しています。これらは、すべての事業者が対象となっています。事業主や同じ職場で働く人が、障がい特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要です。

【施 策】

- 障がいのある人のストレングス（潜在能力）に視点を当てた仕事を創出し、障がいのある人の生活基盤の「自立」を目指す支援をします。
- 仕事を通じてとの交流の機会を増やすとともに、ノーマライゼーション及びインクルージョンの理念の浸透を図るため、地域で障がいについて正しく理解し合う活動の支援を図ります。

- ハローワークや福祉施設等と連携を図りながら、一般就労を推進します。

5 健康福祉の増進

【課題】

脳血管疾患等の疾病を始め、病気や事故により障がいを負うケースがあります。障がいの重度化、障がいのある人の高齢化が進行するなか、障がいのある人それぞれの特性に応じた、きめの細かい対応が必要となっています。

【施策】

- 各種健康診査や健康教育等を充実し、障がいの発生予防と健康づくり思想の高揚を図ります。
- 福祉諸施策の充実により、障がいのある人の自立と社会参加を図るとともに、介護者支援に努めます。

6 生活環境の改善

【課題】

地域社会で障がいのある人が自立できる環境づくりに努め、全ての人たちが住みやすいまちとなるよう、生活環境を整備する必要があります。

【施策】

- 障がいのある人が安心して生活できる地域社会にするため、関係機関に整備を促します。
- 障がいのある人の生活の利便性を確保するため、公共施設の整備や改修に努めるとともに、民間の特定施設に対しては「長野県福祉のまちづくり条例」に基づき、趣旨を周知徹底し、駐車場やスロープの確保等、適切な施設となるよう指導、PRに努めます。

第5節 子どもの人権

1 人権擁護の確立

【課題】

社会を取り巻く環境は、政治や経済において将来への不安を感じる一方で、高度情報化や少子高齢化及び核家族化等の進行により社会環境もめまぐるしく変化しています。子どもの人権を無視した痛ましい事件も発生しています。SNSの発達によりインターネットを通じ子どもが犯罪や事件に巻き込まれる危険もあります。

また、経済格差から貧困が生じ適正な食事ができない子どもや、高等教育を受けることができない教育格差も生まれています。子どもの将来が生まれて育った環境によって左右されないための対策が必要となります。

次世代を担う子どもが、心身ともに健やかに育つことは、住民全ての願いであります。子どもの人権については、これまでは保護や教育の対象として、権利の制限も当然のものとして取り扱われる傾向にありましたが、子ども一人ひとりが基本的人権の権利の主体であることを理解することが重要です。

平成6年（1994年）4月に日本が批准した「児童（子ども）の権利に関する条約」では、子どもを「保護の対象」から、自分の意見を表明する権利を確保する「権利行使の主体」として位置づけられ、子どもの基本的人権の尊重が求められています。

このため一人の人間として、子どもの人格の尊重とその個性が大切にされ、心が豊かに育まれる地域社会を作る必要があります。

【施策】

- 児童（子ども）の権利条約の理念と精神を尊重し、子どもの人格とその個性が大切にされ、心が豊かに育まれる地域社会の構築をめざすとともに、人権教育と啓発に努めます。
- 子どもに関する人権問題については、子どもの立場で、住民一人ひとりが家庭や子育てに関心をもてるように、行政、家庭、学校、地域社会が一体となった取り組みに努めます。
- 子どもの人権感覚を育むために、体験的な学習を通して「思いやる心」の醸成に努めます。
- 子ども自らが相談できる窓口や、子どもに関する相談の窓口について広報を行ないます。

2 教育・啓発の推進

(1) 家庭

【課題】

核家族化、少子化が進むなかで、子育てに不安をもつ親や、育児ストレスからの虐待や監護放棄をしてしまう親も増えています。子どもについても、他人との交流の機会の少ない環境で育ったことから、人とのかわりから学ぶ思いやりや忍耐力、そして自分や他人を大切にするバランス感覚が育ちにくくなっています。さらに物質や情報が豊かな社会で欲しい物が簡単に手に入り、感謝する、我慢する、物を大切にするなどの心が育ちにくくなっています。

また、価値観の多様化から家庭や世代によっても子育てに対する考えが異なり、他人の子どもを育てるために叱るなどが、しにくい地域社会となってきました。

子どもが心身ともに健やかに成長するために、子どもにどのように接し、どのような環境づくりが必要かを問い直し、子どもに対する親の理想像を押しつけるのではなく、あくまでも一個人であることの認識に立ち子どもとしての権利や自由を尊重し、愛情をもって一人ひとりの個性を伸ばし育てていく必要があります。

【施策】

- こどもセンターに子育て相談支援コーディネーターを配置し総合的相談支援を提供するなど子育て相談事業等の充実に努めます。
- 母子相談や各種検診サービス保育サービスを通じ、家庭の状況を把握するとともに相談窓口となり子育て支援の充実に努めます。
- 家庭と地域がつながりを持つ機会を企画し、地域に根ざした人権教育と啓発に努めます。
- 子どもが学校で学んだ人権尊重の精神を伸ばすためには、家庭における大人の考え方や態度が大きな影響を与えます。人権同和教育等の研修会を推進し、地域社会のなかに人権尊重の精神の醸成に努めます。

(2) 学校

【課題】

児童・生徒は明るく健やかに育成される必要があります。学校等においては、自尊感情を育むとともに、仲間づくりの大切さや障がいのある人への思いやりについて学習していますが、いじめや不登校などの学校生活上の問題が発生しています。

教育や生活指導を行う教職員は、児童生徒との信頼関係を築くとともに、地域社会と連携して、子どもに寄り添った学校運営や開かれた学校

づくりに努め、児童生徒の教育を受ける権利を保障するため多様な方法を検討する必要があります。

また、学校等における子どもへの体罰は法的にも禁止され、重大な人権侵害であり、関係者に対し研修等を通じて十分周知するとともに、関係者の人権意識を高める必要があります。

【施 策】

- 人間性豊かな児童生徒の育成をめざす教育を進めるため「児童（子ども）の権利に関する条約」の趣旨や内容を教職員等に周知徹底し意識向上を図るとともに、保護者に対しても啓発を行ないます。
- キャリア教育による、様々な世代の人たちとのふれあいや交流と地域との連携を大切にし、豊かな自然を生かした体験学習等を通じ、子どもが社会性を身に付け他人への思いやりや生命を大切に思う心を育む、人権感覚の醸成に努めます。
- いじめ防止の取り組みといじめ早期発見対応を充実させ、教職員への人権教育等の推進により指導力を高めるとともに、家庭や地域との連携を深めるなど、いじめの根絶を図ります。
- いじめ防止対策推進のため、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、関係機関や団体の連携推進の協議や連絡調整を図ります。
- 不登校への対応として「スクールカウンセラー」や「心の教室相談員」の配置を行い、不登校児童生徒及び保護者への支援にあたります。
- 体罰等を防止する非違行為防止委員会を学校に設置し、学校組織として教職員の規範意識の向上や非違行為防止に取り組めます。

(3) 地域

【課 題】

共働き世帯の増加や核家族化が進む状況、家庭や地域の子育て機能の低下や、子ども同士のふれあう機会の減少等の、子どもが住む地域での環境が大きく変化してきています。家の中で過ごす事が多くなり、異なった年齢同士が遊ぶ姿が見られなくなってきています。そのため、地域の大人が地域の子どもの育てるという意識が希薄になってきています。

地域で暮らす大人一人ひとりの問題として捉え、地域ぐるみで子どもの環境や活動を考え、子どもとの関わり合いを増やしていこうという機運を高めていく必要があります。

【施 策】

- 子どもが健やかに成長できる社会環境をつくるために、家庭・学校・地域社会が連携し、青少年育成協議会など関係団体の協力を得ながら、子育て環境の向上に努めます。

- スポーツ少年団等の社会体育やこども公民館等の地域活動の推進を図り、地域と子どもたちと顔の見える関係を築きます。
- 地域が登下校児童生徒の安全見守りやあいさつ運動を推進し、地域一体感の醸成に努めます。

第6節 外国人の人権

1 人権擁護の確立

【課題】

日本人の多くは従来、外国人に接する機会が少なく、また、言語や生活習慣の違いから外国人に対する身構えなどのため、外国人を差別しやすい立場にあります。

住宅を借りたり、購入しようとしても外国人だという事で敬遠されるなどの事態が起きており、外国人が社会的差別を受けている事実を認識する必要があります。外国人の権利を守り、安心して生活出来るよう、相談支援体制の整備を図る必要があります。

【施策】

- 外国人の人権擁護の確立に向けて、国籍や人種の違いを超えて交流を深めるとともに、歴史や多様な文化の理解等、国際理解の普及に努めます。
- 人権擁護委員等の相談活動の周知に努め、関係機関の協力を得ながら、外国人のための相談事業を充実します。

2 教育・啓発の推進

【課題】

日本の文化や言葉の違いから日常生活のうえで、戸惑いや不安を抱いている外国人も見受けられます。

外国人との文化の違いや習慣を正しく理解し、人権意識を高めるため、啓発・情報提供を計画的に推進する必要があります。

【施策】

- 日常生活をより良くするための各種情報資料の提供に努めます。
- 日常生活を支援するため、必要に応じて日本語教室等の学習機会を充実します。
- 学校において、外国の異文化や生活習慣の理解を深める教育を行い、外国人と日本人がお互いに尊重し合えるよう育成に努めます。

第7節 その他の人権

1 人権擁護の確立

【課題】

身近な生活の中にも、人権に関わる問題があります。地域社会には古くからの慣行や因習がありますが、その中には合理性や科学的根拠がなく、差別につながるものや差別的なものが見受けられます。このような地域社会における慣行や因習、考え方に対し、差別につながるようなものは見直しを図る必要があります。

特に HIV 感染者、ハンセン病、刑を終えて社会復帰した人に差別意識や偏見があります。

さらに、高度情報化社会の急速な進展に伴い、あらゆる分野で情報化が進み、インターネット上で個人のプライバシーが侵害される状況が見られ、対応策を求める意識が高くなっています。今後は業界の自主規制による対策や個人の人権意識が大切となります。

【施策】

- 地域社会における古い慣行や因習のなかで、差別につながるようなものについては見直し、啓発に努めます。
- ハンセン病や HIV 感染者の人権問題に対しては、学校や職場、あるいは地域社会において、正しい知識の普及啓発に努めます。
- 犯罪被害者、刑を終えて出所した人、LGBTの方などの人権問題に対して関係機関と連携し啓発に努めます。
- ※LGBT L=レズ、G=ゲイ、B=バイセクシャル、T=トランスジェンダー（体と性自認の相違）
- インターネット、SNS については、さまざまな学習会、研修会を通じて、人権尊重や差別解消の立場に立ったモラルある利用の啓発に努めます。また、インターネットを介した人権問題が発生した場合、関係機関と連携し適切な対応をします。

資 料

佐久穂町における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例

平成 17 年 3 月 20 日条例第 92 号

町及び町民は、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下での平等」を保障している日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」とした世界人権宣言を基本理念とし、部落差別をはじめ、障害者、女性、在日外国人等への差別など、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、差別をしない、差別を許さない世論の形成及び人権尊重の社会的環境の醸成に努めるため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、重大な社会悪である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることにかんがみ、根本的かつ速やかに差別撤廃を図り、もって差別のない明るく住みよい佐久穂町の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第 2 条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で町民の人権意識高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第 3 条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも人権意識高揚に努めなければならない。

(施策の推進)

第 4 条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上及び人権擁護等の施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(実態調査等の実施)

第 5 条 町は、前条の施策の推進に反映させるため、必要に応じ、実態調査等を実施するものとする。

(啓発活動の充実)

第 6 条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、啓発事業に取り組むとともに、啓発組織の充実及び指導者の育成に努め、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(推進体制の充実)

第 7 条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、国及び県並びに人権関係団体等との連携を深め、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第 8 条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項について調査及び審議するため、佐久穂町部落差別撤廃人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

3 審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 20 日から施行する。

佐久穂町部落差別撤廃人権擁護審議会規則

平成 17 年 3 月 20 日規則第 65 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐久穂町における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例（平成 17 年佐久穂町条例第 92 号）第 8 条に規定する審議会の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための重要事項を審議するものとする。また審議会は、町長に対して意見を具申できるものとする。

(組織)

第 3 条 委員は、次に掲げる者の内から、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体代表者
- (3) 人権問題に関し経験を有する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係者の出席)

第 8 条 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、住民税務課において処理する。

(補則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、この会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 19 日規則第 28 号抄）

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 27 日規則第 16 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

佐久穂町部落差別撤廃人権擁護審議会委員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	所属団体役職名
会 長	中 山 英 雄	佐久穂町社会福祉協議会会長
副会長	畠 山 敏 雄	佐久穂町身体障害者福祉協会会長
委 員	由 井 照 子	人権擁護委員
	志 富 茂 夫	人権擁護委員
	岡 部 淳 子	人権擁護委員
	佐々木 茂 男	人権擁護委員
	篠 原 さなえ	人権擁護委員
	三 井 武 美	千曲園施設長
	有 井 幸 源	陽だまりの家施設長
	倉 澤 誠	佐久穂町教育長
	小 林 幹 知	佐久穂中学校長
	坪 田 利 彦	佐久穂小学校長
	須 田 芳 明	佐久穂町公民館長
	井 出 一 夫	佐久穂町企業内人権同和教育推進協議 会長
	井 出 とし子	佐久穂町民生児童委員協議会長
	浅 井 トク子	佐久穂町更生保護女性会長
	岩 崎 行 子	さわやか佐久穂町ネットワーク会長
	井 上 志づ子	部落解放同盟佐久穂町協議会長

任 期 平成30年6月1日～平成32年5月31日